

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）任期付職員の募集について
（併任 内閣府本府計量分析室）

内閣府においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）（以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（政策企画専門職（政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当））、併任 内閣府本府計量分析室）（係長級）

2. 募集人員（1名）

配属先：内閣府本府計量分析室

3. 職務内容

内閣府本府計量分析室では、年 2 回公表する「中長期の経済財政に関する試算」（以下「中長期試算」という。）の作成を担っています。中長期試算は、今後 10 年程度の経済・財政の動向を試算するものであり、この試算結果は、政府の経済財政諮問会議において、経済再生と財政健全化の進捗状況の評価や中長期的な経済財政政策の議論に役立てられるなど、経済財政運営に必要な基盤となっています。

（参考）中長期の経済財政に関する試算

<https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/shisan.html>

今回募集する職員には、モデルを構成する各ブロック（マクロ経済ブロック、財政（国・地方）ブロック、社会保障ブロック、国債ブロック）のうち、いずれか又は複数を担当し、中長期試算の作成・公表に係る作業に従事していただきます。

具体的には、次の作業を想定しています。

- ・データの更新作業等
- ・中長期試算の作成・公表に際して生じる事務作業及び室内の総括作業の支援
- ・上記の業務を進める過程で生じる各方面との調整・連絡業務

なお、採用予定日前 3 ヶ月以内の期間に所属していた組織等に係る処分等又は契約の締結、履行等に関する事務には従事できません。

4. 応募要件・資格

以下の条件に該当する方

- (1) 大学卒業又は同等以上の学力を有すると認められる者
- (2) データ分析等の経験を有する者

なお、必須ではありませんが、以下の分野に関する十分な知識あるいは経験を有する方であれば、尚可とします。

- (3) マクロ経済学に関する専門的知識
- (4) 財政制度に関する知識
- (5) 国民経済計算等の統計に関する知識
- (6) 計量経済ソフトウェアの経験

また、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給します。

7. 身分

国家公務員

8. 雇用期間

令和6年8月1日(勤務開始日は相談により決定)から令和8年3月31日までの期間。
(5年を限度に延長もありえます)

9. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分(昼休み1時間を含む。土、日、祝日は除く。必要に応じて超過勤務あり。)

年次休暇20日(年途中で新たに職員となった場合には、在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可)、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

10. 勤務地

内閣府(東京都千代田区永田町1-6-1)

11. 応募方法

(1) 提出書類

ア. 履歴書(市販の用紙で可、写真添付)

(高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。(例:平成〇〇年〇月~平成〇〇年〇月 (株)〇〇社〇〇部〇〇課勤務等)

イ. 志望理由(A4横書き1,000字以内)

ウ. 職務経歴書(これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き)

※経済データ分析等に関する実務経験や研究業績(著書・論文等)があれば、その概要も記載すること。

※なお、応募書類は返却しません(責任放棄)

(2) 提出方法

郵送

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府本府計量分析室

(4) 提出締切り

令和6年7月31日(水)必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

12. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※書類審査（1次選考）の後、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を御連絡させていただきます。業務都合により応募から選考までお時間をいただく可能性があります。

13. その他

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。

14. 連絡先

内閣府本府計量分析室 担当：室屋、中村、河越

TEL：03-5253-2111（代表）